

## 一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について、次のとおり告示する。

令和6年11月18日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 競争入札に付する事項

旧野母崎高等学校復元測量及び登記業務委託

### 2 競争入札参加者の資格要件

この告示の前日までに、長崎県内に本社（主たる営業所を含む。）を有している者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。ただし、(1)に定める協会の社員である土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条の土地家屋調査士名簿に登録された者をいう。以下同じ。）又は土地家屋調査士法人（同法第26条に規定する法人をいう。以下「調査士法人」という。）は、(1)又は(2)若しくは(3)のいずれかでの参加となる。（(1)に定める協会が競争入札に参加する場合、その社員は、(2)及び(3)での参加はできない。）

- (1) 土地家屋調査士法第63条に規定する公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- (2) 土地家屋調査士法人
- (3) 土地家屋調査士

### 3 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が認める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 次のア及びイに該当する者
  - ア 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日以前6か月から入札の期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実がある者又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた者
  - イ この告示の日から入札の期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、再生計画又は再生計画の許可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

#### 4 競争入札参加者の資格及び審査

競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、定めた前記2の資格要件について審査し決定する。

#### 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の時期

この告示の日から、令和6年11月27日(水曜日)までの各日9時から17時までの間(県の休日を除く。)とする。

##### (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

##### (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参または郵送により提出すること。なお郵送の場合は、書留郵便により行うものとし、同日までに必着とする。

ア 誓約書(様式第2号)

イ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 住所地の市町村長が発行する住民票

(ウ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 長崎県土地家屋調査士会会員証(写し)

オ 県税に関し未納がないことを証する証明書

カ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

キ 印鑑届(様式第3号)

ク 口座振替申込書(様式第4号)

ケ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び土地家屋調査士法人にあっては、社員名簿

※証明書は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

公共嘱託登記土地家屋調査士協会及び土地家屋調査士法人にあっては、上記書類のうち、エの書類の添付を省略することができる。

※土地家屋調査士(事務所)又は土地家屋調査士法人にあって、「令和5・6年度長崎県調査・設計・測量の入札参加資格申請書審査」を受け、入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本人の申出により、名簿への登録が確認されれば、上記書類のうち、イ、ウ、エ、オ及びカの書類の添付を省略することができる。

※他部局における、令和6年度登記業務委託に係る一般競争入札の参加者の資格等の告示に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、3に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書(様式第1号)、印鑑届(様式第3号)、口座振替申込書(様式第4号)及び資格審査結果通知書(写し)を提出すること。なお、資格審査結果通知書(写し)の提出により、当該通知書中に記載の入札参加資格の有効期間内に入札を行う場合に限り、上記書類のうち、イ、ウ、エ、オ、カ及びケの書類の添付を省略することができる。

##### (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

##### (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

[住所] 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

[名称] 長崎県教育庁教育環境整備課

[電話] 095-894-3325

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

なお、審査結果に不服のある場合には、審査結果を知った日から一週間以内に、5の(5)の部署に対し異議を申し出ることができる。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年3月28日（金曜日）までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

商号又は名称

所在地

代表者

使用印鑑

金融機関取引口座

電話番号

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、3の(1)、(3)、(4)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。